

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 1 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 ユウゲンガイシャ ハットリセツビ
有限公司服部設備

住所 奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17

代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ハギハラスエコ
萩原末子

電話番号 0745-77-2527

FAX番号 0745-77-2526

メールアドレス hattorisetubi@hera.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4年 1月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社服部設備

住 所 奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17

代表者 氏名 代表取締役 萩原 末子

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
ハギハラ スエコ 代表取締役 萩原 末子	
ハットリ マサシ 取締役 服部 匡志	
業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ハットリセツビ 有限会社服部設備
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0212 住所 奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17 電話番号 0745-77-2527 FAX番号 0745-77-2526 メールアドレス hattorisetubi@hera.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
服部 匡志	第136701号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和4年1月18日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管切断の機械器具	金切りのこ VPカッター PPカッター	固定式 VC20 VC50	1 1 1	
管の加工用の機械器具	パイプのネジ切器 面取器 やすり	N-100A	1 1 1	
接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ モンキースパナ	ガスボンベ式 13mm～100mm	1 1 1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	T-10K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

○ 指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号
イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4年 1月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社服部設備
住 所 奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17
代表者 氏名 代表取締役 萩原 末子

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県北葛城郡上牧町服部台一丁目4番17号
有限会社服部設備

会社法人等番号	1500-02-010063	
商 号	<u>有限会社ふれあいケアサポート</u>	
	有限会社服部設備	令和 3年 2月 1日変更 ----- 令和 3年 2月 16日登記
本 店	<u>奈良県葛城市西室22番地4</u>	平成16年10月 1日変更 ----- 平成16年10月 1日修正
	奈良県北葛城郡上牧町服部台一丁目4番17号	令和 3年 2月 1日移転 ----- 令和 3年 2月 16日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	----- 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 9日登記
会社成立の年月日	平成14年4月15日	
目的	1. 水道施設工事業 2. 土木工事及び建築工事の設計、施工、請負並びに管理 3. 管工事業 4. 補装工事業 5. 消防施設工事 6. 内装仕上工事業 7. 機械器具設置工事 8. 太陽光発電及びオール電化製品・機器、その他の新エネルギーに係る製品・機器の工事及びメンテナンス業 9. インターネットによる広告業務及び番組配信 10. 介護用品の販売及び福祉用具の貸与事業 11. 貯水槽清掃事業及び清掃施設工事業 12. 一般乗用旅客自動車運送業 13. 産業廃棄物の収集、運搬処理に関する業務 14. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理業務 15. 各号に附帯する一切の事業	
	令和 3年 2月 1日変更 令和 3年 2月 16日登記	

奈良県北葛城郡上牧町服部台一丁目4番17号
有限会社服部設備

発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月9日登記	
役員に関する事項	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧521番地 取締役 萩原末子	令和3年2月1日就任 令和3年2月16日登記
	奈良県北葛城郡上牧町服部台一丁目4番16号 取締役 服部匡志	令和3年2月1日就任 令和3年2月16日登記
	代表取締役 萩原末子	令和3年2月1日就任 令和3年2月16日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年8月25日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉本孝誠



定款

有限会社 ふれあいケアサポート

平成14年4月4日作成
平成14年 月 日公証人認証
平成14年 月 日会社成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、有限会社 ふれあいケアサポート
と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく訪問介護事業

2. 要介護者、要支援者、身体障害者及び高齢者等の入浴、

排泄、食事その他の日常生活における介護・家事援助サービスの
請負事業

3. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県北葛城郡新庄町
に置く。

(資本の総額)

第4条 当会社の資本の総額は、金 300万 円とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを 60 口に分ち、出資1口の
金額は、金 50,000 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

奈良県北葛城郡新庄町大字西室22番地の4

60口 篠 田 金 明

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社は、毎年 6 月に定期総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招 集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- ② 社員総会を招集するには、会日より 5 日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議 長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議 決 権)

第11条 各社員は、出資 1 口につき 1 個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員 数)

第13条 当会社には、取締役 1 名を置く。

(資 格)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(取締役及び社長)

第15条 当会社の取締役は、社長とする。
② 社長は、会社を代表する。

(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年 4月 1日から翌年

3月 31 日までの 年1期 とする。

(配 当 金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当する
ものとする。

第6章 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。
取締役 篠田 金明



(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から 平成15 年
3月 31 日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令に
よるものとする。

以上 有限会社 ふれあいケアサポート を設立するため、
この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成14年 4月4日

社員 奈良県北葛城郡新庄町大字西室22番地の4

篠田金明

登簿平成14年第90号

この定款の社員篠田金明の代理人谷精康は、
本職の面前で、社員が自己の記名捺印を自認
する旨を陳述した。

よってこれを認証する。

平成14年4月5日本職役場において

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人

町谷雄次

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、午前11時40分散会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

平成14年 月 日

○ 有限会社 ふれあいケアサポート 社員総会

議 長
取締役 篠田 金明



臨時社員総会議事録

平成14年 月 日午前11時00分より本店において、定時社員総会を開催した。

当会社社員総数	1名
この出資口数	60口
出席社員の数（委任状出席を含む）	1名
この出資口数	60口

上記のとおり出席があったので、本社員総会は適法に成立した。定刻取締役篠田金明は定款の規定により議長となり、開会を宣し直ちに議事に入った。

第1号議案 目的変更に関する件

議長は、当社の事業内容の変容に伴い、下記のとおり事業の内容を変更した旨を述べ議場に詣ったところ満場一致をもって賛成し、本案は可決確定した。

定款第2条 目的

1. 介護保険法に基づく訪問介護事業
2. 要介護者、要支援者、身体障害者及び高齢者等の入浴、排泄、食事その他の日常生活における介護・家事援助サービスの請負事業
3. 介護保険法に基づく訪問入浴事業
4. 上記各号に付帯する一切の事業

臨時社員総会議事録

平成17年12月8日10時00分より、当会社において、臨時総会を開催した。

社 員	1名
この出資口数	60口
出席社員数	1名
この出資口数	60口

以上のとおり社員の出席があったので、定款の規定により代表取締役 篠田誠司は議長席につき、臨時社員総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

約款変更の件について

議長は業務の都合上、当会社の目的を変更した旨を説明し、下記のとおり約款変更をすることについてその可否を議場に諮ったところ満場一致をもってこれを承認可決確定した
記

定款2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく訪問介護事業
2. 要介護者、要支援者、身体障害者及び高齢者等の入浴、排泄、食事その他の日常生活における介護、家事援助サービスの請負事業
3. 介護保険法に基づく訪問入浴事業
4. 一般乗用旅客自動車運送事業
5. 上記各号に付帯する一括の事業

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時00分閉会した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作り議長及び出席取締役において下記に記名押印する。

平成17年12月8日

有限会社 ふれあいケアサポート 臨時社員総会において

議長

取締役 篠田 誠司

令和4年3月9日

この定款に相違なし

奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17

有限会社 服部設備

代表取締役 萩原末子



第一三六七〇一号

給水装置事務技術者免状

本籍 奈良県

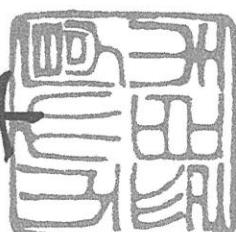
氏名 服部匡志

昭和四十年九月二十九日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者
技術者免状を交付する。

平成十一年一月二十七日

厚生大臣 宮下創



位置図



平面図





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 1 月 日

申請者 フリガナ ユウゲンガイシャ ハットリセツビ
 氏名又は名称 有限公司服部設備

住所 奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17

代表者氏名 フリガナ ハギハラスエコ
 代表取締役 萩原末子

電話番号 0745-77-2527

FAX番号 0745-77-2526

メールアドレス hattorisetubi@hera.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	✓
23	王寺町 水道事業管理者	✓
24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
25	河合町 水道事業管理者	✓
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年1月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社服部設備

住 所 奈良県北葛城郡上牧町服部台1-4-17

代表者氏名 代表取締役 萩原末子

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社服部設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
服部匡志	第136701号	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第一三六七〇一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 服部匡志

昭和四十年九月二十九日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年一月二十七日

厚生大臣 宮下創平

